



佐賀県公報

平成20年
11月25日
(火曜日)
第 13105号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

◎災害対策基本法第二条第六号の規定による指定地方公共機関の指定の一部改正 (四二四・消防防災課)

◎武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第二項の規定による指定地方公共機関の指定の一部改正 (四二五・)

公告

○都市計画の決定に伴う関係図書の写しの縦覧 (まちづくり推進課)

○土地改良区の定款変更認可 (農地整備課)

正誤

○平成二十年十月三十一日付け佐賀県公報第一三〇九八号中訂正 (総務法制課)

○平成二十年十一月七日付け佐賀県公報第一三二〇〇号中訂正 ()

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百二十四号

災害対策基本法第二条第六号の規定による指定地方公共機関の指定(平成十七年佐賀県告示第百五十九号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

「社団法人佐賀県バス・タクシー協会」の下に、「昭和五十一年七月二十二日に社団法人佐賀県バス・タクシー協会」という名称で設立された法人をいう。)

を、「社団法人佐賀県医師会」の下に、「昭和二十二年十二月一日に社団法人佐賀県医師会」という名称で設立された法人をいう。を、「社団法人佐賀県トラック協会」の下に、「昭和四十八年七月二日に社団法人佐賀県トラック協会」という名称で設立された法人をいう。を、「社団法人佐賀県看護協会」の下に、「昭和五十八年十一月二日に社団法人佐賀県看護協会」という名称で設立された法人をいう。を加える。

◎佐賀県告示第四百二十五号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第二項の規定による指定地方公共機関の指定(平成十七年佐賀県告示第三百二十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

第一号中「社団法人佐賀県医師会」の下に、「昭和二十二年十二月一日に社団法人佐賀県医師会」という名称で設立された法人をいう。を、「社団法人佐賀県看護協会」の下に、「昭和五十八年十一月二日に社団法人佐賀県看護協会」という名称で設立された法人をいう。を、「社団法人佐賀県バス・タクシー協会」の下に、「昭和五十一年七月二十二日に社団法人佐賀県バス・タクシー協会」という名称で設立された法人をいう。を、「社団法人佐賀県トラック協会」の下に、「昭和四十八年七月二日に社団法人佐賀県トラック協会」という名称で設立された法人をいう。を、「社団法人佐賀県エルピーガス協会」の下に、「昭和五十四年八月二十八日に社団法人佐賀県エルピーガス協会」という名称で設立された法人をいう。を加える。

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図

書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供
します。

平成20年11月25日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

新県立病院建設地区地区計画

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成20年11
月17日杵島土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年11月25日

佐賀県知事 古川 康

○ 正 誤

平成二十年十一月七日付け佐賀県公報第二三二〇〇号中訂正

頁	箇所	誤	正
1	下段 右から五行目	佐賀土木事務所	鹿島土木事務所

平成二十年十月三十一日付け佐賀県公報第二三〇九八号中訂正

頁	箇所	誤	正
4	右から二行目	資金決裁済書	資金決済済書

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十一月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社